

令和 2 年 12 月 16 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

プラスチック容器事業部

材料リサイクル事業者の総合的評価（令和 2 年度）と令和 3 年度入札方法について

総合的評価から落札可能量の決定、入札に至るまでの大枠については昨年度からの変更はありません。

1. 総合的評価

昨年までと同様、品質 5 項目（塩素濃度%、主成分濃度%、異物%、吸湿率%、臭気の強さ）の合計点がボーダーライン（29.5 点、昨年度と同じ）に満たない事業者については、優先枠ではなく一般枠での入札となる。

なお、この優先付与ボーダーライン判定結果に関し、弁護士を特別監査人とする監査を受け、正当であるとの報告を受けている。

2. 落札可能量

(ア) 優先事業者（優先辞退者を除く）

優先落札可能量 = 査定値 × 総合的評価の得点率

うち、安定枠落札可能量 = 優先落札可能量 × 2/3 × 係数 C*

効率化枠落札可能量 = 優先落札可能量 - 安定枠落札可能量

*係数 C は安定枠量を適切にするための係数で年度ごとに定められる。

令和 3 年度入札においては、C=0.773 である。（参考：令和 2 年度入札 C=0.833）

(イ) 優先辞退事業者、ボーダーライン未達事業者、その他の一般枠事業者（令和 2 年度未契約、新規、優先資格停止等）

一般落札可能量 = 査定値

※落札可能量の減量は原則として認めない（令和 3 年度登録関係書類 資料 1）

※優先辞退の申請は 12/9 に締め切られている。

3. 入札フダ

昨年度と変更なく、優先枠（安定枠、効率化枠）の優先フダと一般枠の一般フダの 2 種類である。優先辞退をした場合、落札可能量は査定量となり、一般フダのみとなる。

4. 入札開始後に引き取り申込量等に変更があった場合

入札開始後、市町村から申込量の取り消し、削減、増量等があった場合もしくは特段の事情（大規模災害等）による材料リサイクル事業者の落札可能量の削減があった場合、入札選定前に以下の調整を行う。

(ア)材料リサイクル優先枠は、変更された市町村申込量の 50%として再設定する。

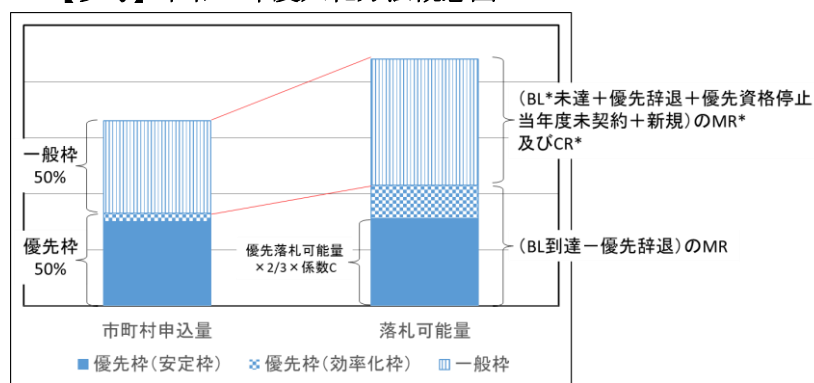
(イ)その後、優先枠内での安定枠量を維持するよう係数 C を再設定し、安定枠量および効率化枠量を再計算する（事業者への再通知はしない）。

5. 入札までのスケジュール

日付（曜）	項目	内容
12/ 2（水）	総合的評価結果通知	材料リサイクル事業者のみ
12/ 9（水）	優先辞退申告期限	指定書式による申告 ※協会の承認通知を確認のこと
12/16（水）	入札説明会	入札選定方法等の説明 優先／非優先別入札者リスト提示
12/21（月）	再商品化落札可能量／ 優先落札可能量通知	
12/21（月）	入札開始	
1/25（月）	入札締め切り（17:00）	

以上

【参考】令和3年度入札方法概念図



*注
BL:ボーダーライン
MR:材料リサイクル事業者
CR:ケミカルリサイクル事業者